

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（抄）

（平成十二年六月七日法律第百十六号）

（登録）

第十一条 食品循環資源を原材料とする肥料、飼料その他第二条第五項第一号の政令で定める製品（以下「特定肥飼料等」という。）の製造を業として行う者は、その事業場について、主務大臣の登録を受けることができる。

2 前項の登録の申請をしようとする者は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 再生利用事業（特定肥飼料等の製造の事業をいう。以下同じ。）の内容
- 三 再生利用事業を行う事業場の名称及び所在地
- 四 特定肥飼料等の製造の用に供する施設の種類及び規模
- 五 特定肥飼料等を保管する施設及びこれを販売する事業場の所在地
- 六 その他主務省令で定める事項

3 主務大臣は、第一項の登録の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、その登録をしなければならない。

- 一 再生利用事業の内容が、生活環境の保全上支障のないものとして主務省令で定める基準に適合するものであること。
- 二 前項第四号に掲げる事項が、再生利用事業を効率的に実施するに足りるものとして主務省令で定める基準に適合するものであること。
- 三 当該申請をした者が、再生利用事業を適確かつ円滑に実施するのに十分な経理的基礎を有するものであること。

4 （略）

5 第一項の登録を受けた者（以下「登録再生利用事業者」という。）は、第二項各号に掲げる事項を変更したとき、又は第一項の登録に係る再生利用事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

6 （略）

（料金）

第十五条 登録再生利用事業者は、再生利用事業の実施前に、当該再生利用事業に係る料金を定め、主務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 （略）

3 登録再生利用事業者は、主務省令で定めるところにより、第一項の料金を公示しなければならない。

（登録の取消し）

第十七条 主務大臣は、登録再生利用事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第十一条第一項の登録を取り消すことができる。

- 一 不正な手段により第十一条第一項の登録又はその更新を受けたとき。
- 二 第十一条第三項各号に掲げる要件に適合しなくなったとき。
- 三 第十五条第二項の規定による指示に違反したとき。
- 四 この章の規定又は当該規定に基づく命令の規定に違反したとき。

2 （略）

（報告徴収及び立入検査）

第二十四条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、食品関連事業者に対し、食品廃棄物等の発生量及び食品循環資源の再生利用等の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所、工場、事業場若しくは倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、登録再生利用事業者に対し、再生利用事業の実施状況に関し報告をさせ、又はその職員に、登録再生利用事業者の事務所、工場、事業場若しくは倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3～5 （略）